

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月24日（金）午後1時30分から午後2時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	増田 一幸		7番	中島 牡雄	(会長)
2番	大越 君雄	(会長代理)	8番	五月 女秀作	
3番	飯塚 真砂美		9番	大貫 勇一	
5番	川島 幸雄		10番	濱野 一郎	
6番	高澤 憲司		11番	金子 重弥	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農地利用集積計画（案）について（賃借権設定）
議案第4号 農地利用集積計画（案）について（使用貸借権設定）
議案第5号 農用地利用配分計画（案）について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 繁
事務局次長 根岸 紀夫

6. 会議の概要

議長	ただ今から、4月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	6番 高澤憲司委員、8番五月女秀作委員のご両人をお願いします。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願い
	いたします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号209号では、譲渡人は、譲受人の義理の母
	親となっております。申請農地は、現在、譲受人が耕作している農地
	に近接しており、耕作するのに利便性が良く、また、譲渡人は、高
齢で今後の耕作が難しいことから、今回、譲受人へ贈与を行うもの	
です。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われま	
す。その外、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと思	
われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当してい	
ないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
6番	受付番号209号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付
	書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農
	地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に
	転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に
	迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあ
	たりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はあ

	りません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議 長	以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。
	ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。 (発言なし)
議 長	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
(議案第2号)	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
	引き続き、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号210号から226号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。はじめに、議案書7ページをお開きください。受付番号223号についてですが、今回、添付資料が間に合わないことから、保留となります。来月以降の議案に回りますので、委員の皆さまには、大変に申し訳ありませんが、223号については、斜線を引いていただき、保留と記入してください。それでは、説明いたします。受付番号210号から218号及び220号から225号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。また、受付番号219号及び226号の農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。受付番号210号から216号及び224号・225号では、太陽光発電施設を設けるものです。210号から214号では、譲受人が同一のため一括して説明いたします。譲受人は、群馬県伊勢崎市に事務所を置き、平成28年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、会いの川と南方用水に挟まれ、休耕地や耕作放棄地が点在し、面積も狭いことで集積の困難な場所となっています。また、周辺は、太陽光をさえぎる高い建物もなく、採算性も十分に見込められることから、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。215号では、譲受人は群馬県伊勢崎市に住む、個

人の方です。以前より、環境問題に貢献できる太陽光発電事業に関心があり、また、今後の安定収入を考え、設置可能な場所を探していたとのこと。申請農地は、周辺には、太陽光をさえぎる高い建物もなく、採算性も十分に見込められることから、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。216号では、群馬県高崎市に事務所を置き、平成26年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、会の川と南方用水に挟まれ、休耕地や耕作放棄地が点在し、面積も狭いことで集積の困難な場所となっています。また、周辺は、太陽光をさえぎる高い建物もなく、採算性も十分に見込められることから、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、受付番号210号から216号では、設置場所が隣接しており、施工業者が同一であることから、地域での住民説明会を行っています。その中で、設置に対して、景観が損なわれないようにしてほしい。また、景観が損なわれることを考え反対との意見が出たそうです。譲受人は、その回答として、①周囲のフェンスを特殊なシート（ネトロシート）で覆い太陽光発電施設が緑色に同化するような対策をとること。②災害時には、発電した電気を地域で使用できるようなシステムを構築していくこと。③工事については、地域に十分配慮して進めていくこと。を記載した通知を参加者及び近隣住民の方へお配りしており、その後、特に質問等はないとのこと。224号及び225号でも、譲受人が同一のため一括して説明いたします。譲受人は、千葉県匝瑳市に事務所を置き、昭和57年に設立し、近年では主に太陽光発電事業を行っている法人です。224号の申請農地では、西側は高速道路、北側には、すでに太陽光発電施設が建ち並び、農地の広がりがない場所となっています。225号では、申請農地は、高速道路上り線にある羽生パーキングエリアのすぐ東側で、近隣にはすでに、太陽光発電施設が建ち並んでいる場所となっています。このことから、採算性も十分に見込められることができ、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。また、すべての施設で、周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとしています。受付番号217号では、譲受人は、昭和57年から今の住所地で暮らしており、現在、子と孫の3人世帯となっています。今回、今の住まいが、 にあり、その建築に協力していくことから住宅の移転先を探していました。申請農地は、現在の住宅から近く、今まで通りの環境で暮らすことで、とても好立地とのこと。このことから、住宅の建築を考え
--

たところ、譲渡人の了解を得られたことから申請するものです。受付番号218号では、譲受人は、東京都練馬区に事務所を置き、昭和42年から主に不動産業を行っている法人です。申請農地は、既存住宅に介在し、周辺には、南羽生駅や小学校、大型ショッピングモールがあるなど、とても住環境の整った場所で、需要も見込めるとのことです。このことから、建売住宅の建築を計画したところ譲渡人の了解を得られたことから、今回、8棟分の建売住宅敷として申請するものです。受付番号219号では、譲受人は、現在、両親の住宅のすぐ東側に自宅を建築して暮らしています。建築当時、進入路がなく、自宅への接道を確保するため、親の宅地部分を分筆して進入路を設定しましたが、とても狭く、不便を感じていたとのことです。しかしながら、その後、自宅北側の道路が建築基準法に基づく接道要件のある道路に改良されたことで、今回、使用しやすい進入路を確保するために申請するものです。受付番号220号では、譲受人は、市内に事務所を置き、昭和57年から主に医療及び社会福祉に関する事業を行っている法人です。この法人で運営している施設では、職員数が増加したことで、駐車場が不足しているとのことです。今までは、施設の駐車場以外の場所で縦列駐車を行うなど不足分を補っていたとのことです。しかしながら、敷地内が狭くなり、事故の要因となることから新たな駐車場敷を探していました。申請農地は、この福祉施設のすぐ北側に位置しており、職員等の利用にとっても利便性が良く、譲渡人の了解を得られたことから、今回、37台分の駐車場敷として申請するものです。受付番号221号では、譲受人は、市内に事務所を置き、平成24年から主に土木工事請負業を行っている法人です。譲受人は、重機など大型機械の置場は保有していましたが、消耗資材や重機のバケットなど盗難の恐れがある小物の資材置き場を探していました。申請農地は、譲受人の所在地の周辺であり、盗難などの防犯上の理由からとても利便性が良く、譲渡人の了解を得られたことから、今回、資材置場敷として申請するものです。受付番号222号では、譲受人は、加須市に事務所を置き、平成19年から主に鉄や非鉄金属屑の販売・加工処理業を行っている法人です。譲受人は、加須市に本社がありますが、市内の桑崎地内でも工場を操業しており、業務も順調に推移しているとのことです。今回、羽生市内において本社機能を備えた社屋及び倉庫の建築を考え、建築可能な場所を探していたとのことです。申請農地は、 で工業専用地域に指定されている場所で立地条件が良いことから、建築を計画したところ、譲渡人の了

	<p>解を得られたことから、事務所及び倉庫敷として申請するものです。</p> <p>受付番号226号では、譲受人は、川口市に事務所を置き、平成3年から主に土木工事業を行っている法人です。申請農地は、現在、田として活用していますが、畑地化を行い、大阪市に本社を置く主に足場の建築関係の法人が農業への参入を行い、農地中間管理機構を活用し、きゅうりやブルーベリー栽培のハウスを建築して営農を行うために、農地改良としての一時転用を行うものです。また、各号とも農地の区分及び転用目的は問題ないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えています。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
3番	<p>受付番号210号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は、平成28年8月に設立し、時代に即応した再生可能エネルギーを利用した発電、電気の供給、売電等に移行し、羽生市内及び群馬県内において事業を展開しております。今般、知人等の紹介により、申請地を購入して太陽光発電を竣工し、再生可能エネルギーの活用、省エネ、蓄エネといった環境への貢献を考え、電力費の効率的運用をはかり、今回当社で市内に増設をはかり、太陽光発電事業者として、更に事業を拡大、拡充し、また、20年間の安定した売電向上、安定収入をはかり、会社のイメージ向上、社会的責任も果たすものです。転用に当たっては、近隣には太陽光発電所が多数あり、地域の人達も理解はありますが、近隣には非該当を及ぼさない様、最新の注意を払います。払います。申請地は、</p> <p style="text-align: center;">であり、高齢化、後継者不足が危惧される中、休耕地、耕作放棄地も多くみられておりますが、太陽光発電のため転用されることは、近隣の人達からも安心、安全に暮らせるのでよかったとのお話もたくさんいただいております。可様な次第により、企業評価も高め、社員環境意義も高まり、再生可能エネルギーの活用、導入量拡充により、エネルギー安全供給の確保、地球温暖化対策への貢献、新規産業雇用創出への寄与を目指します。上記ご事情をご理解いただき、よろしく御配慮下さいますよう、御願い申し上げます。</p>

	<p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
3番	<p>受付番号211号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>
	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p>
	<p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>
	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p>
	<p>当社は、平成28年8月に設立し、時代に即応した再生可能エネルギーを利用した発電、電気の供給、売電等に移行し、羽生市内及び群馬県内において事業を展開しております。今般、知人等の紹介により、申請地を購入して太陽光発電を竣工し、再生可能エネルギーの活用、省エネ、蓄エネといった環境への貢献を考え、電力費の効率的運用をはかり、今回当社で市内に増設をはかり、太陽光発電事業者として、更に事業を拡大、拡充し、また、20年間の安定した売電向上、安定収入をはかり、会社のイメージ向上、社会的責任も果たすものです。転用に当たっては、近隣には太陽光発電所が多数あり、地域の人達も理解はありますが、近隣には非該当を及ぼさない様、最新の注意を払います。払います。申請地は、</p>
	<p>であり、高齢化、後継者不足が危惧される中、休耕地、耕作放棄地も多くみられておりますが、太陽光発電のため転用されることは、近隣の人達からも安心、安全に暮らせるのでよかったとのお話もたくさんいただいております。可様な次第により、企業評価も高め、社員環境意義も高まり、再生可能エネルギーの活用、導入量拡充により、エネルギー安全供給の確保、地球温暖化対策への貢献、新規産業雇用創出への寄与を目指します。上記ご事情をご理解いただき、よろしく御配慮下さいますよう、御願い申し上げます。</p>
	<p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
3番	<p>受付番号212号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>
	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p>
	<p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>
	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p>
	<p>当社は、平成28年8月に設立し、時代に即応した再生可能エネルギーを利用した発電、電気の供給、売電等に移行し、羽生市内及び群馬県内において事業を展開しております。今般、知人等の</p>

	<p>紹介により、申請地を購入して太陽光発電を竣工し、再生可能エネルギーの活用、省エネ、蓄エネといった環境への貢献を考え、電力費の効率的運用をはかり、今回当社で市内に増設をはかり、太陽光発電事業者として、更に事業を拡大、拡充し、また、20年間の安定した売電向上、安定収入をはかり、会社のイメージ向上、社会的責任も果たすものです。転用に当たっては、近隣には太陽光発電所が多数あり、地域の人達も理解はありますが、近隣には非該当を及ぼさない様、最新の注意を払います。払います。申請地は、</p> <p>であり、高齢化、後継者不足が危惧される中、休耕地、耕作放棄地も多くみられておりますが、太陽光発電のため転用されることは、近隣の人達からも安心、安全に暮らせるのでよかったとのお話もたくさんいただいております。可様な次第により、企業評価も高め、社員環境意義も高まり、再生可能エネルギーの活用、導入量拡充により、エネルギー安全供給の確保、地球温暖化対策への貢献、新規産業雇用創出への寄与を目指します。上記ご事情をご理解いただき、よろしく御配慮下さいますよう、御願ひ申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。</p>
3番	<p>受付番号213号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は、平成28年8月に設立し、時代に即応した再生可能エネルギーを利用した発電、電気の供給、売電等に移行し、羽生市内及び群馬県内において事業を展開しております。今般、知人等の紹介により、申請地を購入して太陽光発電を竣工し、再生可能エネルギーの活用、省エネ、蓄エネといった環境への貢献を考え、電力費の効率的運用をはかり、今回当社で市内に増設をはかり、太陽光発電事業者として、更に事業を拡大、拡充し、また、20年間の安定した売電向上、安定収入をはかり、会社のイメージ向上、社会的責任も果たすものです。転用に当たっては、近隣には太陽光発電所が多数あり、地域の人達も理解はありますが、近隣には非該当を及ぼさない様、最新の注意を払います。払います。申請地は、</p> <p>であり、高齢化、後継者不足が危惧される中、休耕地、耕作放棄地も多くみられておりますが、太陽光発電</p>

	<p>のため転用されることは、近隣の人達からも安心、安全に暮らせるのでよかったですとお話もたくさんいただいております。可様な次第により、企業評価も高め、社員環境意義も高まり、再生可能エネルギーの活用、導入量拡充により、エネルギー安全供給の確保、地球温暖化対策への貢献、新規産業雇用創出への寄与を目指します。上記ご事情をご理解いただき、よろしく御配慮下さいますよう、御願ひ申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
3番	<p>受付番号214号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は、平成28年8月に設立し、時代に即応した再生可能エネルギーを利用した発電、電気の供給、売電等に移行し、羽生市内及び群馬県内において事業を展開しております。今般、知人等の紹介により、申請地を購入して太陽光発電を竣工し、再生可能エネルギーの活用、省エネ、蓄エネといった環境への貢献を考え、電力費の効率的運用をはかり、今回当社で市内に増設をはかり、太陽光発電事業者として、更に事業を拡大、拡充し、また、20年間の安定した売電向上、安定収入をはかり、会社のイメージ向上、社会的責任も果たすものです。転用に当たっては、近隣には太陽光発電所が多数あり、地域の人達も理解はありますが、近隣には非該当を及ぼさない様、最新の注意を払います。払います。申請地は、</p> <p style="text-align: center;">であり、高齢化、後継者不足が危惧される中、休耕地、耕作放棄地も多くみられておりますが、太陽光発電のため転用されることは、近隣の人達からも安心、安全に暮らせるのでよかったですとお話もたくさんいただいております。可様な次第により、企業評価も高め、社員環境意義も高まり、再生可能エネルギーの活用、導入量拡充により、エネルギー安全供給の確保、地球温暖化対策への貢献、新規産業雇用創出への寄与を目指します。上記ご事情をご理解いただき、よろしく御配慮下さいますよう、御願ひ申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
3番	<p>受付番号215号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>

	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は 結婚し、3歳の長男と3人家族で仲良く暮らしております。現在は子育て主婦としてがんばっておるところです。これから将来、年金も少なくなり、子供の教育費等で多額のお金がいろいろ必要となり、少しでもゆとりのある生活をすべく、今後の生活設計を考えると厳しいものがあるとお考えのところではあります。このような中、安定収入が図れる太陽光発電事業について、両親、知人等のすすめもあり、上記申請地を購入して、太陽光発電事業用地として、売買の話がまとまりましたので今回の申請に至った次第です。申請地は、現在休耕中となっており、一帯は耕作上不便な場所でありました。可様な次第で、近隣の人達からこれまでよりも安心、安全に暮らせるので、よかったとのお話も伺っております。転用に当たっては、附近の農地、宅地等に被害を及ぼさない様、最新の注意を払い、安全確保に努めますので、上記ご事情をご理解いただき、よろしく御配慮下さいますよう、お願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
3番	<p>受付番号216号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は、平成26年12月に設立し、家電販売、修理、太陽光発電事業の売電、販売、施工を創業、営んでいるところです。今回、お客様からの紹介により、申請地を購入して太陽光発電事業所を開設して、再生可能エネルギーの活用、省エネといった電力費の効率をはかり、当社では羽生市内で初めて事業を拡大、拡充するものです。また、将来20年間の安定収入をはかり、会社の安定安心を考えるものです。申請地は、高齢化、後継者不足が心配される中、休耕地、耕作放棄地が多くみられておりますが、太陽光発電所の用地として利用されることによって、近隣の人達からも安心、安全に暮らせるのでよかったとのお話もたくさんいただいております。近隣には転用に当たって、</p>

	被害を及ぼさない様、最新の注意を払います。上記ご事情をご理解 いただき、よろしく御配慮下さいますよう、御願い申し上げます。 以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。
9番	受付番号217号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私は現在、市内の福祉施設へ勤め、家族3人で仲良く暮らしており ます。以前は、亡夫と同所において木工所を営んで、主に五月人形 台、ケース、メニュー立て等の加工制作を行っておりましたが、平 成30年頃に得意先の廃業や人手不足等により廃業しました。今般、 私どもの敷地を含めた一帯が、
	一帯を取りまとめ、昨年11月に売買契約した次第です。私 どもだけ宅地であり、他の地権者はすべて農地であり、快く買収に 応じた様子でした。しかし、私どもの宅地を買収しなくては、建物 の計画敷地が大きく東、北の隅が残り、不整形となり、どうしても と懇願され、農地所有者の全員が協力する以上、私どもも農家の人 達とこれまでの付き合いもあり、事情等を考慮した結果、やむなく の建設に協力することといたしました。現在の住居兼作業 場は、昭和55年10月に建築し40年も経過し、かなりと老朽も はげしく、建て替えも考えていたところでした。幸いにも、移転先 予定地が東側へ約200mの近距離に位置し、集落及び分譲住宅も あり、これまで通り地域の付き合いも変わることなく、立地条件が 最良最適地でありますので自己用住宅を建築して永住するものです。 また、の建設により、当地域も雇用拡大、地域経済の 活性化がさらに期待も高まるので、地域貢献にも寄与するものです。 上記事情をご理解いただき、よろしく御配慮下さいますよう、お願 ひ申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。
9番	受付番号218号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。

	<p>この度、羽生市 地内において建売住宅（8棟）の建築販売を計画しております。申請地は国道125号線と東武伊勢崎線南羽生駅にもアクセスしやすく、周辺は閑静な住宅地として魅力的な土地でありますので、ぜひとも建売住宅を建築・販売致したく申請をお願いする次第です。何卒、ご許可頂けますようよろしくお願い致します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
11番	<p>受付番号219号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は27歳になる会社員です。現在の居住地については、 が専用住宅を建築する目的で に農地転用許可・開発許可を受けて造成工事を行いました たが、その後、昨年、私が専用住宅を建築して居住しております。</p> <p>現在の居住地は、西側の通路敷 を通じて市道 に接する形態となっておりますが、当該通路敷は狭小であり、 かつ、西側に隣接する宅地 が南北に狭い形状のため、 利用している形態となっております。平成24年当時は、申請地北側 で接する市道 は車両等が通行できない状況でしたが、 その後、改良工事がなされて建築基準法の道路となったため、今般、 本件申請地を宅地への通路敷として利用したく申請するものです。</p> <p>これにより、 防災上安全で無理のない形状となり、今後とも安心して居住可能になりますので、何卒よろしくお願い致します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
11番	<p>受付番号220号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今般、農地法第5条第1項の規定による許可申請を致します。</p> <p>介護老人施設 は、申請地南側において 入所サービスを主に、自宅訪問介護、通所リハビリ事業、訪問リハ</p>

	<p>ビリ事業等を展開しており、職員のほぼ全員が車通勤ですが、</p> <p>施設内駐車場は64台で、 所有車両15台、面会・送迎の方の駐車場5台、身障者用2台、夜勤勤務者用4台を確保しますと、施設内に38台しか駐車できず、近隣に駐車場を10台分借りており合計48台駐車できますが、1日平均労働勤務職員数は約75名で約27台分が不足しており、現在は通路に縦列駐車をしている状況で自己になる危険もあり、職員からも1日も早い駐車場の設置を要望されています。現在借りている駐車場は返却予定で、</p> <p>施設に隣接していて車上荒らし等防犯上も安心である申請地に駐車場を設置したく本申請となりました。なにとぞお取り計らいよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
11番	<p>受付番号221号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社は、平成24年8月に会社設立、平成25年に一般建設業の埼玉県知事登録を行い、主として土木工事業を営業し、現在に至っています。羽生市、3298㎡について、 農地転用許可を受けて資材置場として利用しています。当該土地については、国道122号に面し、規模もある程度纏まっていることから、主に保有する重機を現場から引き上げた際の置場として利用することを目的としています。</p> <p>したがって、現在は、別添資料のとおり業務が立て込んで重機が現場に出払っているため当該土地には置かれていない状況です。また、当該土地の西側の一部について掘削されている状態ですが、これは、近傍の羽生市 駐車場整備工事の盛土に使用したことによるものです。地域住民の一員として に寄与するために取り急ぎやむを得ず利用したものです。</p> <p>当該場所については、別添確約書のとおり早期に整備し、計画のとおり利用します。標記の住所において自宅兼会社事務所の敷地として利用しています。業務を行うにあたっては、大型重機のみならず、タイヤ、バッテリー、ドラム缶、グリース等の消耗資材や、重機のバケット等も常時保管しておく必要もあります。上記の 資材置場は、立地条件や規模の面において重機引き上げの</p>

	<p>社員においても羽生市内からの通勤者も多いところですので。このよう なことから、今回の申請に至ったところであり、今後においても企 業価値をさらに向上させるべく本社も申請地に移転し、市内の雇用 拡大、地域経済の活性化の一助となるべく努力をしております。 上記事情でありますのでご理解を頂くと共に、ご配慮くださいます 様よろしくお願い申し上げます。 以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
2番	<p>受付番号224号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は、（詳細に説明）です。 なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 東京から車で2時間以内に通える範囲で、以下の条件を満たす土地 を候補地として探しました。面積が850㎡～1500㎡、南側に 背の高い障害物がなく、十分な日照を得られる、工事、メンテナン ス用に進入するための接道がある。上記の条件を満たす土地で、地 権者様と交渉をした結果、今回の申請地で太陽光発電を実施する形 となりました。太陽光発電用地として適切な広さは850㎡～15 00㎡としている。これはパネルを設置して、かつ安全性を保つた めに通路面積も確保するために必要な面積としている。1188㎡ は太陽光発電用地として適しています。 今回の申請地は売電価格は14円となっており、約15年で回収が できる見通しとなっています。今回の申請地は平たんで傾斜がなく、 土砂災害等には影響はありません。また切土・盛土は実施しないた めに、土地の形状を変えることもありません。周辺の土地に被害が 生じないよう十分配慮致します。万が一被害が生じた場合は、迅速 に対処致します。草刈りは年2回以上実施予定となっております。 以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
2番	<p>受付番号225号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は、（詳細に説明）です。 なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 東京から車で2時間以内に通える範囲で、以下の条件を満たす土地</p>

	らの指摘・指導があった場合には、直ちに土地所有者及び事業者が責任を持って対応いたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議 長	以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。
	ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
議 長	続きまして、議案第3号 農地利用集積計画(案)について(埼玉
(議案第3号)	県農地中間管理機構分の賃借権設定)及び議案第4号 農地利用集
(議案第4号)	積計画(案)について(埼玉県農地中間管理機構分の使用賃借権設定)は、関連があることから一括して、事務局からの報告を求めます。
事務局	議案第3号及び議案第4号 農用地利用集積計画(案)について説明させていただきます。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に基づいて行われるもので、農地の貸し借りが安心してできる仕組みです。これは、規模拡大を図ろうとする農家と規模縮小等を考える農家との間に市が入り、利用権の期間などを定め、安心して農地の貸借等を行えるようにするものです。農業経営基盤強化促進法では、農地利用集積計画は、農業委員会の決定を得て、市長が定めるものとなっております。今回の議案事項となっております。それでは、議案第3号についてご説明いたします。この計画は、埼玉県農地中間管理機構に賃借権を設定する計画(案)となっております。こちらは、平成26年の4月より、農地中間管理事業が創設され、この事業の目的は、今後の農地活用の効率化や生産性の向上を図るため、農地中間管理機構が農地を一旦、借受け、農地の集積化や規模の拡大化等を行うなど、耕作し易い条件にして、地域の担い手等へ貸し出しを行えるようにするものです。この農地中間管理機構を利用することで、今後、安心・安全な貸し借りができ、かつ、農業経営の拡大も図っていこうとするものです。表の見方といたしまして、左上から「譲受人氏名」、「譲受人住所」「所有者名」と続き、

	<p>の情報で「賃借権の設定等を受ける土地」と続き、さらに右側が現在の賃借権の設定を受けている者として「左の土地について現に農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者」となり、一番右側が、農地の貸し借りの詳細として「設定する権利」が記載されています。「賃借権の設定等を受ける者」については、中間管理機構の公募に対して、応募をされている方となっています。「賃借権の設定等を受ける土地」については、先ほどの議案第3条及び4条の農地利用集積計画（案）で中間管理機構に対して、利用権の設定を行っている農地やすでに中間管理機構が借り受けている農地となっています。今後の流れですが、この配分計画（案）について、農業委員会は、意見を市に報告し、市はその意見を聞き、この配分計画（案）を中間管理機構へ回答します。その後、埼玉県知事が認可、公告することで農地の貸し借りが設定されます。期間的には、県の審査期間が40日間、配分計画の縦覧期間が14日間となっていることから、7月1日に、賃借権等が設定される予定となっております。以上で、議案第5号 農用地利用配分計画（案）についての説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、事務局の報告が終わりましたので、委員の退席をお願いいたします。</p> <p>（委員の退席）</p> <p>それでは、ただいまの報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第5号 農用地利用配分計画（案）について、事務局の報告のとおり、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、農用地利用配分計画（案）については、同意することに決定いたします。委員の入室をお願いいたします。</p> <p>（委員の入室）</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認</p>
	<p>についてでございますが、これは市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行なうものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員様の調査も審議もございませんので報告と</p>

させて頂いています。ご覧のとおり住宅敷として3件、福祉施設敷として1件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。

報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となりますが、3件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。

報告事項3 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました3月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、4条が5件、5条が12件ございました。関係なされました委員様におかれましては、資料の整理等、宜しく申し上げます。

以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。

続きまして、

- ① 5月の定例農業委員会の日程について
- ② 農地相談会について
- ③ 賃借料情報提供について

議長

(発言なし)

以上で、本日の全日程を終了いたしました。

これにて、閉会といたします。

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 4月 24日

会長

署名委員

署名委員

